

富山県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、賃金・物価上昇の影響を受けている県内医療機関等に対し、医療機関等の従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援するため、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年1月26日付け医政発0126第67号厚生労働省医政局長及び医薬発0126第1号同省医薬局長通知別紙（以下「実施要綱」という。））に基づき、予算の範囲内において、富山県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業)

第2条 対象事業は、次に掲げる事業とし、事業の対象となる医療機関、事業による支援の対象者は実施要綱に定めるとおりとする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業
- (2) 診療所等物価支援事業

(補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、実施要綱に基づき別表に定めるとおりとする。

(同意事項)

第4条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、補助金を交付しない。

- (1) 交付対象の要件を満たしていること
- (2) 提出書類に虚偽がないこと
- (3) 富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (4) 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じること

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書兼請求書（様式第1号）に、第2条に掲げる事業ごとに必要書類を添えて、知事が別途定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業
診療所等賃上げ支援事業申請書（様式第2号）
診療所等賃上げ支援事業申請書別紙（様式第2号別紙）

(2) 診療所等物価支援事業

診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書（様式第3号）

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前項の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書をもって、申請者にその旨を通知する。

2 診療所等賃上げ支援事業の申請者は、令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、6月1日からベースアップを実施したことを報告するため、令和8年8月1日までに、賃上げ支援事業実績報告書（賃金改善報告書）（様式第4号）を提出しなければならない。

3 知事は、前項の実績報告書を受理した場合においては、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認められない場合は、補助金の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 補助金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止をした場合

(3) この要綱に違反した場合

(4) 申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合

(5) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合

(6) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(調査)

第8条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第9条 補助金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、規則第19条第1項ただし書の規定により知事が別に定める期間を経過するま

で、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月26日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 診療所等賃上げ支援事業

施設区分	補助金の上限額
有床診療所 (医科・歯科)	令和7年8月1日時点の使用許可病床数×72千円 ※使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円
無床診療所(医科・歯科)	1施設×150千円
訪問看護ステーション	1施設×228千円
保険薬局	当該保険薬局を含めた同一グループ内の保険薬局数(※)別に以下のとおりとする。 ① 5店舗以下の保険薬局 1施設×145千円 ② 6店舗から19店舗の保険薬局 1施設×105千円 ③ 20店舗以上の保険薬局 1施設×70千円 ※厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

(2) 診療所等物価支援事業

施設区分	補助金の上限額
有床診療所 (医科・歯科)	令和7年8月1日時点の許可病床数×13千円 ※許可病床数が13床以下の有床診療所は1施設×170千円を支給する。
無床診療所(医科・歯科)	1施設×170千円
保険薬局	当該保険薬局を含めた同一グループ内の保険薬局数(※)別に以下のとおりとする。 ④ 5店舗以下の保険薬局 1施設×85千円 ⑤ 6店舗から19店舗の保険薬局 1施設×75千円 ⑥ 20店舗以上の保険薬局 1施設×50千円 ※厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

診療所等賃上げ支援事業申請書

診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- ①：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。
- ②：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

- ③：②に該当する場合の職種構成は右表のとおり。

職種①	職種②	職種③

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ④：本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑤：賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑥：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑦：本事業の給付額は④～⑥のために支出する。
- ⑧：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。
- ⑨：著しく偏った配分は行っていない。
- ⑩：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑪：労働保険料の納付が適正に行われている。

【申請額】

使用許可病床数 (R7.8.1時点)	令和6年度補正予算病床数適正 化支援事業による削減数 (R7.8.2以降)	対象病床数 (自動計算)	補助基準額	交付申請額

診療所等賃上げ支援事業申請書

診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- ①：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。
- ②：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

- ③：②に該当する場合の職種構成は右表のとおり。

職種①	職種②	職種③

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ④：本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。（④、⑤、⑥の重複可）
- ⑤：賃金表等や給与規程等の変更時間に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。（④、⑤、⑥の重複可）
- ⑥：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。（④、⑤、⑥の重複可）
- ⑦：本事業の給付額は④～⑥のために支出する。
- ⑧：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。
- ⑨：著しく偏った配分は行っていない。
- ⑩：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑪：労働保険料の納付が適正に行われている。

【申請額】

補助基準額	交付申請額

委任状の有無:

開設者:

薬局の名称:



診療所等賃上げ支援事業申請書

診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- ①: 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ②: 本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。(②、③、④の重複可)
③: 賃金表等や給与規程等の変更時間に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。(②、③、④の重複可)
④: 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。(②、③、④の重複可)
⑤: 本事業の給付額は②~④のために支出する。
⑥: 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていない。
⑦: 著しく偏った配分は行っていない。
⑧: 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
⑨: 労働保険料の納付が適正に行われている。

【申請額】

(令和7年4月30日時点で該当するものに○を記載してください)

Table with 2 rows: 1. 所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局. 2. 補助基準額: 145,000円

Table with 2 rows: 1. 所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局. 2. 補助基準額: 105,000円

Table with 2 rows: 1. 所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上(当該保険薬局を含む)である保険薬局. 2. 補助基準額: 70,000円

Table with 2 columns: 補助基準額, 交付申請額

(様式第2号別紙)

診療所等賃上げ支援事業申請書別紙

開設者：

医療機関等の名称：

チェック欄に「○」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
0102 入院ベースアップ評価料 (医科)	
P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)	
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	

富山県知事 殿

委任状の有無：

開設者：

医療機関等の名称：



診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書

診療所等物価支援事業について、次のとおり申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

【申請額】

使用許可病床数 (R7.8.1時点)	令和6年度補正予算病床数適 正化支援事業による削減数 (R7.8.2以降)	対象病床数 (自動計算)	補助基準額	交付申請額

様式第3-2号（無床診療所）

富山県知事 殿

委任状の有無：

開設者：

無床診療所の名称：



診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書

診療所等物価支援事業について、次のとおり申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

【申請額】

補助基準額	交付申請額

様式第3-3号(薬局)

富山県知事 殿

委任状の有無:

開設者:

薬局の名称:

--

診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書

診療所等物価支援事業について、次のとおり申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

【申請額】

(令和7年4月30日時点で該当するものに○を記載してください)

所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局
補助基準額: 85,000円

所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局
補助基準額: 75,000円

所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上(当該保険薬局を含む)である保険薬局
補助基準額: 50,000円

補助基準額	交付申請額

(様式第4号)

委任状の有無:

買上げ支援事業 実績報告書
(買金改善報告書)

開設者:

施設名称:

令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準の維持・拡大

令和8年3月1日時点のベースアップ評価料の届出

令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出

①: 買金改善の総額

②: 買上げ支援事業の支給額

①≥②の判定

②-①: 返還額 (千円未満切り捨て)

交付確定額

1名あたり平均額 (役職によって異なる場合は加重平均してください)							買金改善の総額					
対象職員の買金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)							対象職員の買金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)					
買金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	令和8年6月1日以降の ベースアップ月額水準 (直接入力)	令和8年6月1日以 降のベースアップ月 額水準が支給額以 上(自動判定)	1名あたり平均額(月額)	買金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	買金改善の総額	
買上げ(ベースアップ分)((①対象人数× ②月額×③月数)÷①対象人数)							買上げ(ベースアップ分)(①対 象人数×②月額×③月数)					
特別手当((①対象人数×②月額×③月 数)÷①対象人数)							特別手当(①対象人数×②月 額×③月数)					
一時金((①対象人数×②支給額)÷①対 象人数)							一時金(①対象人数×②支給 額)					
令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の買金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)								令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の買金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				

